

# 水道基本料金の減免

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている**市民や事業者の皆様を支援するため**、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、**水道の基本料金を3か月間減免**します。

## ●事業概要

### 対象者

**市の水道事業と給水契約している市民や事業者（官公庁等は対象外）**

- ① 市へ水道料金を直接支払っている方が対象となります
- ② アパートなどの集合住宅にお住まいの方で、水道料金を直接市にお支払いいただけていない場合は、建物の管理者や管理組合などにご確認ください。

### 減免内容

水道基本料金 3か月分（超過料金及び下水道料金は対象外）

### 減免期間

**請求月 令和8年4・5・6月（検針から1か月後）**  
**対象となる検針 令和8年3・4・5月（各月20日前後）**

### 手続き

減免の手続きは必要ありません。

### 確認方法

「水道・下水道の使用水量と料金のお知らせ（検針票）」をご覧ください、基本料金が減免になっていることを確認願います。

使用水量が10m<sup>3</sup>以下の場合は、水道料金が0円となります。

### ●減免となる水道の口径別基本料金額（月/税込み）

一般用	13・20mm	1,100円
	25mm	1,573円
	30mm	2,684円
	40mm	2,992円
	50mm	6,952円
	65mm	9,064円
	75mm	10,956円
公衆浴場	100mm	12,133円
		13,200円

### ●超過料金（税込み） ← 減免対象外

一般用	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	176円/m <sup>3</sup>
	21m <sup>3</sup> ～	209円/m <sup>3</sup>
公衆浴場	101m <sup>3</sup> ～	35円/m <sup>3</sup>



基本料金分が引かれているか確認

### 留意事項

当該事業は令和8年度当初予算議決後に実施されます。

【お問い合わせ先】 飛騨市役所 水道課 0577-73-7484